

みやき町就労者支援住宅整備促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町における定住を促進し、人口の増加と町の活性化を図るため、事業者が町内に就労者支援住宅を建設する際の経費の一部を、予算の範囲内において補助するみやき町就労者支援住宅整備促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、みやき町補助金の交付に関する規則（平成17年みやき町規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとし、町内の事業所等で働く従業員の働きやすい職場環境を実現し、就労人材の確保定着を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 就労者支援住宅 町内において、事業者が従業員の居住を目的として建設する新築住宅及び改築する住宅をいう。
- (2) 事業者 個人又は団体をいう。ただし、国、地方公共団体及びその関係機関は除く。
- (3) 専用室 床面積が1部屋7.0㎡以上をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 就労者支援住宅を建設する事業者
- (2) 町内に事務所、店舗又は工場等の事業所を有していること。
- (3) 就労者支援住宅に入居する従業員の勤務する事業所が雇用保険適用事業所であること。
- (4) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等を営むものでないこと。
- (5) 国税及び本町に納付すべき地方税の滞納がない者。
- (6) みやき町暴力団排除条例（平成24年みやき町条例第1号）第2条第1号から第4号までに規定する者でないこと。

(交付の要件)

第4条 補助金の交付対象となる就労者支援住宅は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 戸建て住宅又は共同住宅の建設で、施錠が可能な各利用者の専用室の数が2部屋以上であること。
- (2) 各利用者の専用又は共用の玄関、便所、浴室及び台所が設置されていること。
- (3) 就労者支援住宅に入居する従業員（家族を含む。）が本町に住民登録すること。

(4) 建築後10年間は、就労者支援住宅として使用すること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分によるものとし、同一の補助対象者に交付する補助金の額は、同一年度において1,000万円を限度とする。

- (1) 各専用室の床面積が7.0㎡以上の就労者支援住宅 1室あたり30万円
- (2) 各専用室の床面積が14.0㎡以上の就労者支援住宅 1室あたり60万円

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、就労者支援住宅を所有する前に、みやき町就労者支援住宅整備促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては登記事項証明書
- (2) 就労者支援住宅の位置図及び平面図
- (3) 滞納のない証明書
- (4) 建築工事請負契約書の写し
- (5) 就労者支援住宅の写真
- (6) 誓約書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

(交付の決定及び通知)

第7条 町長は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、みやき町就労者支援住宅整備促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付決定にあたり、交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

3 町長は、補助金を交付することが不適當であると認めたときは、みやき町就労者支援住宅整備促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 町長は、前条第1項の規定により交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その通知を受けた日から30日以内にみやき町就労者支援住宅整備促進事業補助金交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 第5条に定める補助金のうち、1/2の額については、補助金交付決定通知後、正当な請求書を受領した後30日以内に交付するものとし、残り1/2の額については、補助金交付決定通知の日から起算して5年を経過した日以降に交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部及び一部を取消することができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 前条の請求を行わないとき。
- (3) この要綱及び関係法令に不適合又は違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金を交付することが著しく不適當であると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金交付決定を取消したときは、交付決定者に対し、みやき町就労者支援住宅整備促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により交付決定を取消したときは、交付決定者に対し、みやき町就労者支援住宅整備促進事業補助金返還通知書(様式第6号)により、既に交付した補助金の返還を命じることができる。

2 前項の規定により、補助金の返還を命じられた者は、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(書類の整備等)

第11条 交付決定者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備及び保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業完了日の属する会計年度の翌会計年度から10年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和元年10月1日から適用する。なお、令和元年度に所有した就労者支援住宅の交付の申請については令和2年6月30日までとする。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、次に掲げる補助金に関する規定については、同日以降も、なおその効力を有する。

- (1) 第8条の規定により交付決定を受けた補助金の支給に関する手続
- (2) この要綱の失効後において補助金の返還等の必要が生じた場合の手続